

四半期報告書

(第114期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

富士フイルムホールディングス株式会社

第114期第3四半期（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）

四半期報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成22年2月12日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第114期第3四半期 四半期報告書	
【表 紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	35
3 【役員の状況】	35
第5 【経理の状況】	36
1 【四半期連結財務諸表】	37
2 【その他】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72
四半期レビュー報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第114期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古森重隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 経理グループ長 山村一仁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 経理グループ長 山村一仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 前第3四半期 連結累計期間	第114期 当第3四半期 連結累計期間	第113期 前第3四半期 連結会計期間	第114期 当第3四半期 連結会計期間	第113期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	1,904,161	1,597,138	565,675	553,654	2,434,344
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円) (△損失)	56,345	△741	△25,392	7,211	9,442
当社株主帰属四半期 (当期)純利益 (百万円) (△損失)	29,454	△6,990	△15,928	△1,581	10,524
株主資本 (百万円)	—	—	1,798,635	1,761,921	1,756,313
純資産額 (百万円)	—	—	1,920,906	1,882,750	1,872,221
総資産額 (百万円)	—	—	2,943,464	2,831,328	2,896,637
1株当たり株主資本 (円)	—	—	3,681.12	3,606.01	3,594.52
1株当たり当社株主 帰属四半期(当期) 純利益(△損失) (円)	58.64	△14.31	△31.99	△3.24	21.10
潜在株式調整後1株当 たり当社株主帰属 四半期(当期)純利益 (△損失) (円)	56.04	△14.31	△31.99	△3.24	21.09
株主資本比率 (%)	—	—	61.1	62.2	60.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	119,706	206,737	—	—	209,506
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△99,766	△94,738	—	—	△152,781
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△88,939	△33,352	—	—	△102,139
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	239,926	343,756	270,094
従業員数 (人)	—	—	78,203	75,333	76,252

- (注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第114期から、新会計基準の適用に伴い、従来の四半期(当期)純利益(△損失)を当社株主帰属四半期(当期)純利益(△損失)に名称変更しており、過年度の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表についても組替再表示しております。

2【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当第3 四半期連結会計期間において、各事業部門に係る重要な事業内容の変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3 四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数 (人)	75,333 (7,623)
----------	----------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第3 四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数 (人)	140 (3)
----------	---------

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第3 四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

世界各国の経済については、中国をはじめとするアジアその他新興国では、景気が回復傾向にあります。一方、米国や欧州の一部地域では、景気の下げ止まりも見られますが、失業率が依然として高水準にある等、引き続き深刻な状況にあります。日本においても景気は持ち直しつつありますが、雇用情勢は依然として厳しく、デフレ、為替の円高や景気の下振れ懸念等、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループにおいても、当第3四半期連結会計期間の事業環境は、一昨年秋以降の金融危機の影響による景気後退に伴う需要の減少等、依然厳しい状況が続いています。こうした事業環境のなかではありますが、フラットパネルディスプレイ材料事業の売上は急回復しており、電子映像事業の損益も順調に改善しております。

当社グループの当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、553,654百万円（前年同期比2.1%減）となりました。国内売上高は259,868百万円（前年同期比1.6%減）、海外売上高は293,786百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

当社グループは、このような厳しい環境下でも確実に利益を生み出し成長し続けていくために、重点事業分野の成長戦略の再構築を推進するとともに、強靱な企業体質構築に向け、グループ全体・全事業を対象に、聖域を設けることなく、当連結会計年度より集中的に構造改革を断行し、徹底したコストダウン・経費削減を実施しております。当第3四半期連結会計期間における構造改革費用は、30,803百万円となりました。

営業利益は、フラットパネルディスプレイ材料事業の売上回復やグラフィックシステム事業や電子映像事業等の損益改善等により6,154百万円（前年同期比386.5%増）となりました。

税金等調整前四半期純利益は7,211百万円（前年同期税金等調整前四半期純損失25,392百万円）、当社株主帰属四半期純損失は1,581百万円（前年同期当社株主帰属四半期純損失15,928百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① イメージング ソリューション部門

カラーペーパーは、需要縮小や為替の円高等により売上が減少したものの、「フォトブック」等付加価値プリントの販売促進をはじめ、拡販諸施策により主要国において市場シェアが拡大しています。

電子映像事業は、販売数量は増加したものの、為替の円高や価格下落の影響を受け売上が減少しました。平成21年8月に、世界最小10倍ズームの「FinePix F70EXR」や専用メガネを使わずに3D映像を簡単に楽しめる3Dデジタル映像システム「FinePix REAL 3D System」を発売し、市場から高い評価を得ました。このように、独自技術を活かした製品の投入により拡販を図っております。また、BRICsを中心とした新興国においてエントリーモデルの販売を伸ばしております。さらに、調達コスト低減、リードタイム短縮やサプライチェーンマネジメントの強化を推進する等、事業構造改革が功を奏し、損益が大幅に改善しております。

本部門の連結売上高は、カラーフィルムやデジタルミニラボの需要が縮小した影響に加え、為替の円高影響等により、97,188百万円（前年同期比7.6%減）となりました。営業利益は、電子映像事業等の損益改善等により478百万円（前年同期営業損失2,025百万円）となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業は、世界同時不況の影響や、フィルムの需要縮小等により売上が減少しました。新興国市場で先行して発売した低価格・小型FCR (Fuji Computed Radiography) 「FCR PRIMA」の販売を国内、米国、欧州にも展開し、拡販を推進しております。また、世界で初めてX線照射面側より光信号を読み取る方式を採用し、X線量低減と高画質の両立を実現した、デジタルX線画像診断装置「FUJIFILM DR CALNEO U」を平成21年9月に発売、さらに、臥位(がい)撮影台に組み合わせ可能な「FUJIFILM DR CALNEO MT」を12月に発売する等、高付加価値商品の拡販も推進しております。内視鏡分野では、経鼻内視鏡の新ラインナップとして平成21年7月に発売した、視野角を更に広げた「EG-530NW」の拡販に取り組んでおります。ネットワークシステム分野では、医療機関のIT化の進展に伴い、売上は順調に増加しております。医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」は、国内1,200以上の施設に導入されており、トップシェアを維持しております。「SYNAPSE」は、放射線部門のみならず、循環器、内視鏡、超音波、病理部門等院内全体の様々な検査画像を統合する統合ネットワークシステムとして機能を拡大しております。また、3次元画像解析システム「SYNAPSE VINCENT」も売上を伸ばしております。さらに、病院間や中核病院と診療所のネットワーク化を進め、遠隔読影サービスの提供等による地域医療の向上や医師不足の解消に引き続き貢献していきます。

ライフサイエンス事業は、技術や性能に対する評価が高まったことに加え、広告効果等により、化粧品「アスタリフト」やサプリメント「メタバリア」等のヘルスケア製品の販売が大幅に増加しました。また、医薬品については、新型インフルエンザの感染が拡大し、社会的な問題となる中、子会社の富山化学工業(株)が、既存の治療薬とは異なる仕組みで治療効果が確認された新インフルエンザ治療薬「T-705」等の有力新薬候補の早期発売を目指し、富士フイルム(株)と連携して開発を進めております。「T-705」は、平成21年10月29日から国内において臨床第Ⅲ相試験を実施しております。

グラフィックシステム事業は、出版物や新聞紙面の減少等の影響により売上が減少しましたが、中国・東南アジア等で需要が回復しております。また、成長分野であるデジタルプリンティングの分野では、ワイドフォーマットUVインクジェットシステムがハイエンド機種を中心に販売好調であり、引き続き当分野における拡販を強化していきます。「高速」「高画質」「大サイズ」を実現した画期的な次世代インクジェットデジタル印刷機「Jet Press 720 (仮称)」は、平成21年10月開催の「JGAS 2009」において国内初出展し、高い評価を得ました。発売は、平成22年の春を予定しております。

フラットパネルディスプレイ材料事業は、中国政府の家電普及政策による液晶テレビの需要拡大等により、「WVフィルム」や「フジタック」の販売が急回復し、売上が堅調に推移しております。新興国を中心に伸長する液晶テレビやPCモニターの需要に対応するため、平成21年7月には富士フイルムオプトマテリアルズ(株)内において「WVフィルム」第9工場を、12月には富士フイルム九州(株)内において「フジタック」第3工場第2ラインを本格稼働させました。

情報・産業機材事業は、カメラ付き携帯電話用レンズユニット等の需要が回復してきております。差別化・高付加価値商品の投入等により、更なる市場シェア拡大を図っていきます。また、携帯電話用カメラモジュールや認証用カメラモジュール等、新領域への事業拡大も推進しております。

本部門の連結売上高は、フラットパネルディスプレイ材料事業の売上が回復したこと等により、221,925百万円(前年同期比13.0%増)となりました。営業損失は、売上増加やグラフィックシステム事業の損益改善等があったものの、構造改革費用を計上したこと等により9,414百万円(前年同期営業損失12,805百万円)となりました。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業は、国内では、景気低迷に伴う企業の設備投資の抑制や経費削減の影響を受け、売上が減少しましたが、コピー枚数は回復傾向にあります。そのような中、平成21年8月から販売を開始した、業界トップの省エネ性能と卓越した機能・操作性を兼ね備え、お客様のビジネスの生産性向上とTCO（総所有コスト）削減を可能にしたフルカラーデジタル複合機「ApeosPort-IV/ DocuCentre-IVシリーズ」（全8機種）の販売が好調に推移しました。また、スモールオフィス向けに基本機能を一台に搭載しつつ、「小型化」と「使いやすさ」を追求した「DocuCentre-IV C 2260」の販売を平成21年12月から開始し、新たな市場の開拓に取り組んでおります。アジア・オセアニア地域においては、中国市場で販売が好調に推移し、販売台数が増加しました。低迷していた米国ゼロックス社向け輸出も、回復傾向にあります。

オフィスプリンター事業は、国内では、販売台数が増加しました。アジア・オセアニア地域においては、中国やその他のアジア諸国で販売が好調に推移し、販売台数が大きく増加しました。米国ゼロックス社向け輸出においては、カラー機の出荷がほぼ前年並みの水準に回復しつつあります。

プロダクションサービス事業は、国内外ともにライトプロダクション・カラーシステム「700 Digital Color Press」の販売が堅調に推移しました。特にアジア・オセアニア地域では、当商品が牽引し、販売台数が増加しました。また、高画質に定評のあるEA-Ecoトナーを初めてハイエンドクラスで採用したカラー・オンデマンド・パブリッシング・システムの新商品「Color 1000 Press/Color 800 Press」（全2機種）を平成21年12月に発表し、更なるラインアップ強化を図っております。

グローバルサービス事業は、オフィスやモバイル環境において複写機・プリンター等の出力環境を統合的に管理し、企業のITおよびオフィスインフラのコスト削減を支援するマネージド・プリント・サービスの売上が伸長しました。

本部門の連結売上高は、需要の低迷による販売の減少に加え、為替の円高影響等により234,541百万円（前年同期比11.2%減）となりました。営業利益は、15,896百万円（前年同期比6.4%減）となりました。

事業の所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

フラットパネルディスプレイ材料事業の売上増加等により売上高は327,215百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は2,920百万円（前年同期営業損失7,207百万円）となりました。

② 米州

電子映像事業、グラフィックシステム事業及び記録メディア事業の売上減少等により売上高は85,658百万円（前年同期比17.0%減）となりましたが、営業費用の削減等で営業損失は632百万円（前年同期営業損失1,006百万円）となりました。

③ 欧州

イメージングソリューション部門及び記録メディア事業の売上減少及び為替の円高影響等により売上高は63,655百万円（前年同期比0.6%減）、構造改革費用を計上したこと等により営業損失は3,229百万円（前年同期営業利益3,148百万円）となりました。

④ アジア等

情報・産業機材事業の売上増加等により売上高は77,126百万円（前年同期比4.0%増）となり、営業利益は8,265百万円（前年同期比46.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、第2四半期連結会計期間末より3,857百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末におきましては343,756百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は27,306百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して40,731百万円（前第3四半期連結会計期間は使用した資金が13,425百万円）増加しておりますが、これは棚卸資産が減少したこと、四半期純利益が410百万円となったこと（前第3四半期連結会計期間は四半期純損失15,238百万円）等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は35,242百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して22,377百万円（173.9%）支出が増加しております。これは有価証券・投資有価証券等の売却・満期償還が前第3四半期連結会計期間と比較して減少したこと、有価証券・投資有価証券等の購入が増加したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は8,371百万円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して38,455百万円（前第3四半期連結会計期間は30,084百万円の支出）増加しておりますが、これは前第3四半期連結会計期間に自己株式を15,780千株を購入した等の支出が発生していたこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、中期経営計画VISION75の基本戦略に基づき、イメージング分野を中心とした構造改革を実施するとともに、成長が期待される重点事業分野を定めて経営資源を集中させ、これらの事業を大きく伸ばしてきました。しかし、「(1)業績の状況」に記載のとおり、世界的な経済環境の悪化により、当社グループの業績は一転して急激に悪化し、今後も厳しい状況が続くと思われま

す。当社グループは、このような未曾有の厳しい環境下でも、利益を生み出し確実に成長し続けていくため、早急に強靱な企業体質を構築するとともに、重点事業分野の成長戦略を再構築してまいります。

まず、強靱な企業体質を構築するために、グループ全体・全事業を対象に、聖域を設けることなく、構造改革を当連結会計年度より集中的に断行するとともに、徹底したコスト・経費削減を実施してまいります。

具体的には、①間接部門の大幅スリム化、②研究開発の効率化・重点分野へのシフト、③フォト事業の徹底的なスリム化、④デジタルカメラ事業の抜本改革、⑤ドキュメントソリューション部門の経営革新活動の強化を柱とする構造改革を行い、グループ全体で大幅な固定費削減・資産圧縮を図ります。当連結会計年度において約1,450億円の構造改革費用が発生する見込みです。

さらに、「メディカルシステム・ライフサイエンス」「グラフィックシステム」「ドキュメント」「光学デバイス」「高機能材料」といった、今後も市場成長が期待される重点事業分野に経営資源を集中的に投入するとともに、新興国において販売を拡大しシェアアップを図る等、成長戦略を再構築してまいります。同時に、変革リーダーの育成をはじめとした人材戦略を強化するとともに、経営資源の重点化を実現するためにROA等の資産効率の指標を各事業の評価基準として導入する等、当社グループが今後継続して成長していくための基盤も構築してまいります。

これらの経営施策を遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指します。

当第3四半期連結会計期間においては、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社の財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。

他方、当社の財務及び事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が出現した場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと考えております。しかしながら、買収提案者の行う提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行えるように、必要な情報の提供と相当な検討期間を確保するための合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務と考えております。もとより、かかるルールは、取締役が自己の保身をを図るなど、当社取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければならないと考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針の実現のために、前記「当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策に取組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

i)株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、当社に対する買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものであると考えています。その場合に、株主の皆様がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするための適正ルールの導入が必要であると考え、当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定いたしました。本ルールは、代替案の検討を含め、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、買収提案が行われた時点における株主の皆様が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、当該判断が公正で透明性の高い手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

ii)本ルールの概要

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）が本ルールに定める要件（必要情報の提出と検討期間の待機）を遵守するときは、当社は、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否につき、その時点における株主の皆様の最終判断を求めるため、株主意思の確認手続きを行います。

当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。対抗措置である新株予約権の無償割当ての実施は、株主意思の確認手続きの結果、新株予約権の無償割当てに関し株主の皆様の賛同があった場合、又は本ルールに基づく手続きが遵守されない場合に限られます。

iii) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は施行日（平成19年3月30日）から3年間とし、その更新については当社の社外取締役及び社外監査役の意見を尊重したうえで、取締役会の決議をもって行います。

iv) 新株予約権の無償割当てにより株主の皆様に与える影響等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において設定する割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき当社取締役会が別途定める新株予約権割当個数をもって新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、新株予約権を保有する株主の方が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり1円）の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が新株予約権の取得の手続きを取り、新株予約権の取得の対価として新株予約権を保有する株主に当社の普通株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主の方による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

④前記②及び③の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと及びその理由

i) 前記②の取組みについて

前記②の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではないことは、前記「当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策の内容から明らかであると考えます。

ii) 前記③の取組みについて

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、買収提案が行われた時点における株主の皆様に委ねるべきとの基本方針に沿って本ルールは設計されており、株主共同の利益を最大限に尊重するものといえます。加えて、本ルールは、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を検討しうる機会を確保するとともに、株主の皆様にインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みになっております。

買収提案がなされた場合の本ルールに基づくこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。更に、本ルールは、当社取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたりできないような仕組みとなっており、取締役が自己の地位を維持することを目的として買収防衛策を発動することができないように設計されております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、40,439百万円（前年同期比16.5%減）であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フィルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,286個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	128,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）

は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～平成29年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フイルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,826個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	182,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～平成30年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

e. 富士フイルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	2,553個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	255,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日～平成51年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」と記述します。）から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - ①新株予約権者が、平成50年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年9月1日から平成51年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日又は決議日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

f. 富士フイルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,816個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	181,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,828円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,828円 資本組入額 1,414円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
富士写真フイルム株式会社2011年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	51,087百万円

新株予約権付社債の名称	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	51,949百万円

新株予約権付社債の名称		第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	50,991百万円	

新株予約権付社債の名称		第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,773円 資本組入額 1,887円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない。
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高	51,499百万円	

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下、「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。

なお、転換価額は次のとおり修正されます。

- (1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下、「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下、「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

- (3) 上記(1)、(2)に従い、平成21年7月31日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年9月1日に2011年満期A号及びB号、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額は3,765.2円に調整されております。

(注) 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(注) 3 本社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

(注) 4 本社債の特質は以下のとおりです。

- (1) 本社債は権利行使時点の転換価額に応じて交付すべき株式数が増加又は減少します。
- (2) 本社債の転換価額の修正基準、修正頻度及び下限転換価額は(注) 1に記載しております。
- (3) 本新株予約権の全てが行使された場合に交付すべき株式数の上限は、53,118,028株であり、当四半期連結会計期間末現在の発行済株式総数に対して10.32%です。
- (4) 本社債による資金調達額は、2011年満期A号及びB号、2013年満期A号及びB号それぞれ500億円であり、総額2,000億円となっております。資金調達額が固定されていることから、資金調達額の下限は定められておりません。
- (5) 当社決定による本社債の繰上償還についての条項は(注) 2に記載しております。

(注) 5 本社債に表示された権利の行使に関する事項についての本社債の所有者との間の取決めはありません。

(注) 6 当社の株券の売買に関する事項についての本社債の所有者との間の取決めはありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,974,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 146,400	—	—
完全議決権株式(その他) (注) 1	普通株式 488,053,500	4,880,532	—
単元未満株式 (注) 2	普通株式 451,828	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	4,800,532	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)は含まれておりません。

2 単元未満株式には以下が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有73株

② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	25,974,000	—	25,974,000	5.04
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	26,120,400	—	26,120,400	5.07

(注) 上記のほか、当社は平成21年12月31日現在、1,300株（議決権の数13個）を実質的に所有しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,780	2,815	3,100	3,230	3,040	2,855	2,680	2,600	2,835
最低(円)	2,165	2,380	2,690	2,775	2,680	2,645	2,400	2,285	2,290

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変更はありません。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、執行役員の変更は、次のとおりであります。

退任執行役員

氏名	地位	担当業務	退任年月日
山田 澄人	執行役員	技術経営部 副部長 技術戦略 管掌	平成21年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」と記述します。）第93条の規定により、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）については、改正後の四半期連結財務諸表規則附則第4条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1	注11		343,756		270,094
2	注3, 11		31,174		29,224
3					
		468,093		468,836	
		29,127		20,484	
		△19,024	478,196	△16,803	472,517
4	注4		331,843		368,250
5	注10, 11		146,353		162,614
			1,331,322		1,302,699
II 投資及び長期債権					
1	注5		41,118		49,657
2	注3, 11		157,863		133,208
3	注10, 11		107,663		105,514
4			△4,168		△4,461
			302,476		283,918
III 有形固定資産					
1			99,904		97,231
2			662,949		664,991
3			1,658,270		1,661,918
4			46,691		55,354
			2,467,814		2,479,494
5		△1,820,195		△1,781,488	
			647,619		698,006
IV その他の資産					
1			328,286		328,958
2			52,450		74,286
3	注11		169,175		208,770
			549,911		612,014
資産合計			2,831,328		2,896,637

		当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び短期借入金			61,286		67,559
2 支払債務					
(1) 営業債務		197,885		197,029	
(2) 設備関係債務		13,207		21,130	
(3) 関連会社等に対する債務		3,806	214,898	3,385	221,544
3 未払法人税等			11,722		9,435
4 未払費用	注13		162,709		174,172
5 その他の流動負債	注10, 11		63,104		60,860
流動負債合計			513,719		533,570
II 固定負債					
1 社債及び長期借入金	注10		242,672		253,987
2 退職給付引当金			120,667		157,277
3 預り保証金及び その他の固定負債	注10, 11		71,520		79,582
固定負債合計			434,859		490,846
負債合計			948,578		1,024,416
契約債務及び偶発債務	注8				
純資産の部					
I 株主資本					
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数 800,000,000株					
発行済株式総数 514,625,728株					
			40,363		40,363
2 資本剰余金			70,068		69,739
3 利益剰余金			1,905,921		1,919,019
4 その他の包括利益 (△損失)累積額			△171,824		△190,205
5 自己株式(取得原価)					
当第3四半期連結会計期間末 26,019,314株					
前連結会計年度末 26,017,005株					
			△82,607		△82,603
株主資本合計	注7		1,761,921		1,756,313
II 非支配持分					
	注7		120,829		115,908
純資産合計			1,882,750		1,872,221
負債・純資産合計			2,831,328		2,896,637

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
I 売上高					
1 売上高		1,614,331		1,343,446	
2 レンタル収入		289,830	1,904,161	253,692	1,597,138
II 売上原価					
1 売上原価		1,039,828		854,320	
2 レンタル原価		121,149	1,160,977	108,837	963,157
売上総利益			743,184		633,981
III 営業費用					
1 販売費及び一般管理費		516,490		441,719	
2 研究開発費		144,156	660,646	128,711	570,430
構造改革費用前営業利益	注13		82,538		63,551
3 構造改革費用	注13		—		65,998
営業利益(△損失)			82,538		△2,447
IV 営業外収益及び費用(△)					
1 受取利息及び配当金		8,845		4,520	
2 支払利息		△5,667		△3,546	
3 為替差損益・純額	注10	△24,186		△1,669	
4 その他損益・純額	注3, 7,10	△5,185	△26,193	2,401	1,706
税金等調整前四半期 純利益(△損失)			56,345		△741
V 法人税等			24,511		5,411
VI 持分法による投資損益			4,161		1,849
四半期純利益(△損失)			35,995		△4,303
VII 控除：非支配持分帰属損益			△6,541		△2,687
当社株主帰属四半期 純利益(△損失)			29,454		△6,990

1株当たり当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	注9	58.64円	△14.31円
潜在株式調整後1株当たり 当社株主帰属四半期純利益(△損失)	注9	56.04円	△14.31円
1株当たり現金配当		17.50円	12.50円

【第3四半期連結会計期間】

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
I 売上高					
1 売上高		473,171		469,454	
2 レンタル収入		92,504	565,675	84,200	553,654
II 売上原価					
1 売上原価		316,148		292,986	
2 レンタル原価		39,434	355,582	37,295	330,281
売上総利益			210,093		223,373
III 営業費用					
1 販売費及び一般管理費		160,379		145,977	
2 研究開発費		48,449	208,828	40,439	186,416
構造改革費用前営業利益	注13		1,265		36,957
3 構造改革費用	注13		—		30,803
営業利益			1,265		6,154
IV 営業外収益及び費用(△)					
1 受取利息及び配当金		2,488		1,610	
2 支払利息		△1,835		△1,077	
3 為替差損益・純額	注10	△24,546		979	
4 その他損益・純額	注3 7,10	△2,764	△26,657	△455	1,057
税金等調整前四半期 純利益(△損失)			△25,392		7,211
V 法人税等			△8,848		7,798
VI 持分法による投資損益			1,306		997
四半期純利益(△損失)			△15,238		410
VII 控除：非支配持分属損益			△690		△1,991
当社株主帰属四半期純損失			△15,928		△1,581

1株当たり当社株主帰属 四半期純損失	注9	△31.99円	△3.24円
潜在株式調整後1株当たり 当社株主帰属四半期純損失	注9	△31.99円	△3.24円
1株当たり現金配当		—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
1 四半期純利益(△損失)		35,995	△4,303
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整			
(1) 減価償却費		159,172	143,719
(2) 長期性資産の減損費用		—	23,576
(3) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		△2,680	△860
(4) 資産及び負債の増減			
受取債権の増加(△)・減少		47,067	△6,933
棚卸資産の増加(△)・減少		△27,667	40,238
営業債務の増加・減少(△)		△26,153	1,982
未払法人税等及び その他負債の減少		△77,613	△14,270
(5) その他		11,585	23,588
営業活動による キャッシュ・フロー		119,706	206,737
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の購入		△111,859	△64,149
2 ソフトウェアの購入		△15,400	△11,265
3 有価証券・投資有価証券等 の売却・満期償還		40,742	31,233
4 有価証券・投資有価証券等 の購入		△9,545	△41,992
5 関係会社投融資及び その他貸付金の減少		7,252	6,122
6 事業買収に伴う支出 (買収資産に含まれる現金 及び現金同等物控除後)		△4,139	—
7 その他		△6,817	△14,687
投資活動による キャッシュ・フロー		△99,766	△94,738

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額		7,236	117
2 長期債務の返済額		△39,426	△1,936
3 短期債務の増加・減少(△) (純額)		2,140	△18,021
4 親会社による配当金支払額		△17,655	△12,216
5 非支配持分への配当金支払額		△6,232	△1,279
6 自己株式の取得(純額)		△35,002	△17
財務活動による キャッシュ・フロー		△88,939	△33,352
Ⅳ 為替変動による現金 及び現金同等物への影響		△22,001	△4,985
Ⅴ 現金及び現金同等物純増加・ 純減少(△)		△91,000	73,662
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高		330,926	270,094
Ⅶ 現金及び現金同等物 四半期末残高		239,926	343,756

四半期連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージングソリューションではカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションではメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションではオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約52%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、オランダ、シンガポール及び中国に所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

当四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification™;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。基準書に関する情報は、「(11)新会計基準」に記載しております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場していましたが、平成21年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前四半期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲は基準書810、持分法の適用は基準書323に基づいております。

(ロ)基準書840に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価額を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、基準書720-35に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。

(ホ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、同基準書に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の影響額はそれぞれ約7,728百万円(利益)、約10,845百万円(利益)、約3,084百万円(利益)及び約3,630百万円(利益)であります。

(ヘ)デリバティブについては、基準書815を適用しております。

- (ト) 基準書820に基づき、資産及び負債の公正価値の測定について開示しております。また、基準書825に基づき、金融商品の公正価値について開示しております。
- (チ) 基準書810に基づき、純資産の部を株主資本と非支配持分とに識別して開示し、四半期純利益(損失)は非支配持分を含めて表示しております。また、基準書220に基づき、包括利益(損失)を開示しております。包括利益(損失)は四半期純利益(損失)、有価証券未実現損益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されております。
- (リ) 四半期連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (ヌ) 基準書320に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間への影響額はともに約529百万円(利益)であります。当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額はありません。
- (ル) 基準書280に基づき、オペレーティングセグメント及び地域別セグメント情報を開示しております。
- (ロ) 基準書350に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の影響額は、それぞれ約12,036百万円(利益)、約12,557百万円(利益)、約3,688百万円(利益)及び約4,171百万円(利益)であります。
- (ワ) 基準書410に基づき、有形固定資産の特定の除却債務及び除却費用の会計処理をしております。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。
- (カ) 将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、基準書710に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間への影響額は重要性がありません。
- (コ) 四半期連結貸借対照表上、譲渡性預金は「現金及び現金同等物」に含めて表示しております。
- (ク) 四半期連結損益計算書上、富士フイルムホールディングス㈱の株主に帰属する四半期純利益(損失)を「当社株主帰属四半期純利益(損失)」として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

当四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、「関連会社等」と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。四半期純利益(損失)には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の四半期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて四半期連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に関係する仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値はそれぞれ95,883百万円、49,462百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないかと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性、及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は四半期連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(7) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において一部の子会社で繰延税金資産に対する評価性引当金を計上したこと及び税務上損金に算入されていない費用の計上等により、実効税率は法定税率の40.6%に対して著しく乖離しております。

(8) 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)は前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後の1株当たりの当社株主帰属四半期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果、及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり当社株主帰属四半期純利益を希薄化させる可能性のある転換社債型新株予約権付社債を当第3四半期連結会計期間末において53,118,028株、発行済みのストックオプションを当第3四半期連結会計期間末及び前第3四半期連結会計期間末においてそれぞれ996,700株及び499,800株有しております。

(9) 後発事象

基準書855に基づき当第3四半期連結会計期間末後の後発事象は当四半期報告書提出日現在までの期間において評価しております。

(10) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当第3四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示しております。

(11) 新会計基準

平成21年6月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第168号「米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(Accounting Standards CodificationTM;以下、「基準書」と記述します。)及び一般に公正妥当と認められる会計原則の階層-財務会計基準書第162号の改訂」を発行しました。財務会計基準書第168号は、基準書が非政府組織に適用される一般に公正妥当と認められた会計基準となることを規定しております。

財務会計基準書第168号の適用により従来米国で一般に公正妥当と認められていた企業会計の基準(米国会計調査公報、米国会計原則審議会意見書及び米国財務会計基準審議会基準書等)は基準書により体系化され、財務会計基準書第168号は基準書105に編纂されております。

基準書105は、平成21年9月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度から適用され、当社においては平成21年7月1日より始まる第2四半期連結会計期間から適用しております。基準書105の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第141号「企業結合」を改訂しました。財務会計基準書第141号(改訂版)は、米国会計基準の体系化により基準書805に編纂されております。基準書805では、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得した営業権の認識及び測定に関する基準及び要件を規定しております。また、基準書805は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要件を規定しております。基準書805は、平成20年12月15日より後に始まる会計年度の期首以降を買収日とする企業結合において適用され、当社においては平成21年4月1日より始まる会計年度から適用しております。当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において基準書805の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-米国会計調査公報第51号の改訂」を発行しました。財務会計基準書第160号は、米国会計基準の体系化により基準書810に編纂されております。基準書810は親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また基準書810は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。基準書810は、平成20年12月15日より後に始まる会計年度から適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用しております。基準書810の適用により、従来連結貸借対照表において負債の部と資本の部の中間に分類していた少数株主持分を非支配持分とし、純資産の部に含めて表示しております。また、四半期純利益の概念を変更し、非支配持分に帰属する損益を含めて表示しており、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目を変更しております。更に、過年度の連結財務諸表についても組替再表示しております。基準書810の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号「資産もしくは負債の活動量及び活動水準が著しく低下した場合における公正価値の決定と通常ではない取引の識別」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第157-4号は、米国会計基準の体系化により基準書820に編纂されております。基準書820は資産もしくは負債の活動量及び活動水準が著しく低下した場合においても、公正価値は市場参加者の間での通常取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格であると確認し、その際に用いられる評価技法について議論し、通常ではない取引を識別する追加的な要因を明らかにしております。また、基準書820は、年度及び期中会計期間の財務諸表の公正価値に関する追加的な開示を要求しております。基準書820は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度から適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。基準書820の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号「一時的ではない価値の下落の認識と表示」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第115-2号及び第124-2号は、米国会計基準の体系化により基準書320に編纂されております。基準書320は、負債証券の一時的ではない価値の下落の認識と測定に関する要件を修正しております。また、基準書320は、連結財務諸表の表示方法を変更し、期中会計期間の財務諸表への開示を含む追加の開示を要求しております。基準書320は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度から適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。基準書320の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年4月に、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号「金融商品の公正価値の期中開示」を発行しました。米国財務会計基準審議会職員意見書 財務会計基準書第107-1号及び米国会計原則審議会意見書第28-1号は、米国会計基準の体系化により基準書825に編纂されております。基準書825は、期中会計期間の財務情報において金融商品の公正価値を開示することを求めています。基準書825は、平成21年6月15日より後に終了する会計期間から適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第1四半期連結会計期間より開示しております。基準書825の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年5月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第165号「後発事象」を発行しました。財務会計基準書第165号は、米国会計基準の体系化により基準書855に編纂されております。基準書855は、貸借対照表日から財務諸表提出日または財務諸表提出が可能となった日までに発生した事象または取引に関する会計処理及び開示に関する一般的な基準を規定しております。基準書855は、平成21年6月15日より後に終了する期中会計期間及び会計年度から適用され、当社においては、平成21年4月1日より始まる会計年度から適用し、当第3四半期連結会計期間末後の事象を評価した期間の最終日について開示しております。基準書855の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年8月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2009-05「公正価値による負債の測定」を発行しました。会計基準アップデート2009-05は、基準書820を修正し、同一の負債に関する活発な市場における相場価格が入手不可能である場合に用いられる評価技法の種類を提示しております。また、負債の公正価値を見積る場合、報告事業体は負債の譲渡を妨げる制約の存在に関連する個別のインプットまたはその他のインプットへの調整を含めるべきではないこと、並びに同一の負債に関する測定日での活発な市場における相場価格、及び資産として活発な市場で取引されている場合の調整不要な相場価格の双方が、レベル1の公正価値測定であることを明確化しております。会計基準アップデート2009-05による基準書820の修正は、発行日後に始まる最初の報告期間（期中会計期間を含む）より適用され、当社においては、平成21年10月1日より始まる当第3四半期連結会計期間から適用しております。会計基準アップデート2009-05による基準書820の修正が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成21年10月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2009-13「複数の物品・サービス等を提供する取引を伴う売上契約における収益の認識」を発行しました。会計基準アップデート2009-13は、基準書605-25への修正を行うものであり、従来会計単位を決定する際の要件の1つであった未提供部分に客観的かつ信頼できる公正価値の証拠が存在しなければならないとする要件を削除しております。また、会計基準アップデート2009-13は、物品・サービス等の各会計単位の間の契約対価の按分方法を修正し、各々の販売価格の比率により按分することを規定しており、販売価格の売り手固有の客観的証拠及び第三者による客観的証拠が存在しない場合、代替案として販売価格の最善の見積りを用いて按分することを認めております。また、会計基準アップデート2009-13は、複数の物品・サービス等を提供する取引に関して追加の開示を要求しております。会計基準アップデート2009-13による基準書605-25の修正は、平成22年6月15日以降に始まる会計年度に締結または重要な修正を行った契約に対して適用され、当社においては、平成23年4月1日より始まる会計年度に締結または重要な修正を行った契約に対して適用になります。また、既に締結した契約についての遡及適用も認められております。会計基準アップデート2009-13による基準書605-25の修正が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

平成21年10月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2009-14「ソフトウェア要素を含む特定の売上契約」を発行しました。会計基準アップデート2009-14は、基準書985-605への修正を行うものであり、基準書985-605の適用範囲を修正し、有形の製品及びソフトウェア以外の要素と一体となって有形の製品に基本機能を供給するソフトウェア要素をその適用から除外しております。会計基準アップデート2009-14による基準書985-605の修正は、平成22年6月15日以降に始まる会計年度に締結または重要な修正を行った契約に対して適用され、当社においては、平成23年4月1日より始まる会計年度に締結または重要な修正を行った契約に対して適用になります。また、既に締結した契約についての遡及適用も認められております。会計基準アップデート2009-14による基準書985-605の修正が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれており、これらの当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	当第3四半期連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
国債及び								
外国政府債	7,335	1	—	7,336	—	—	—	—
社債	23,827	21	10	23,838	29,610	—	386	29,224
	31,162	22	10	31,174	29,610	—	386	29,224
投資有価証券								
国債及び								
外国政府債	35,798	262	—	36,060	6,852	186	—	7,038
社債	12,823	223	107	12,939	32,670	52	1,004	31,718
株式	67,113	21,583	8,533	80,163	68,332	15,464	15,242	68,554
投資信託	19,099	—	4,416	14,683	18,134	—	6,278	11,856
	134,833	22,068	13,056	143,845	125,988	15,702	22,524	119,166

前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間における売却可能有価証券の売却収入額は、それぞれ16,646百万円及び11,668百万円であり、売却利益額は、それぞれ56百万円及び7百万円であり、また売却損失額は、ともに723百万円であります。当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における売却可能有価証券の売却収入額は、それぞれ1,461百万円及び15百万円であり、売却利益額は、それぞれ1,139百万円及び6百万円であり、また売却損失額は、それぞれ重要性はありません。

当第3四半期連結会計期間末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	31,162	31,174
1年超5年以内	45,870	46,147
5年超10年以内	2,052	2,181
10年超	699	671
	79,783	80,173

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	—	—	12,057	117	12,057	117
株式	7,300	2,293	24,809	6,240	32,109	8,533
投資信託	—	—	14,683	4,416	14,683	4,416
	7,300	2,293	51,549	10,773	58,849	13,066

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	2,986	35	49,439	1,355	52,425	1,390
株式	33,834	14,981	944	261	34,778	15,242
投資信託	11,016	6,063	840	215	11,856	6,278
	47,836	21,079	51,223	1,831	99,059	22,910

平成21年12月31日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式及び投資信託であり、その銘柄数は約75であります。これらの市場性のある株式及び投資信託の公正価値が下落した主な理由は、株式市場の一時的な下落に起因するものと考えております。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当第3四半期連結累計期間は株式市場が下落基調から回復基調に転じており、株式及び投資信託の公正価値の下落が一時的でないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式及び投資信託を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式及び投資信託の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ14,018百万円及び14,042百万円であります。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ7,243百万円及び7,617百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値を見積ることが実務上困難なこと及び投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間においてその他の包括利益(損失)から実現した損益へ振り替えられた金額は、税効果調整前でそれぞれ2,948百万円(損失)及び1,232百万円(損失)であります。また、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間においてその他の包括利益(損失)から実現した損益へ振り替えられた金額に、それぞれ重要性はありません。

4 棚卸資産

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	192,397	222,613
半製品・仕掛品	62,415	66,569
原材料・貯蔵品	77,031	79,068
	<u>331,843</u>	<u>368,250</u>

5 関連会社等に対する投資

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ34,272百万円及び42,194百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	前第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)
売上高	230,100	183,813
四半期純利益	9,093	4,700

	前第3四半期 連結会計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
売上高	80,713	68,965
四半期純利益	3,169	3,493

6 退職給付制度

前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間において、当社の一部の子会社で、適格退職年金制度の清算及び縮小が発生しております。この退職給付制度の清算及び縮小に伴いそれぞれ1,213百万円、145百万円を退職給付費用に含めて処理しております。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	16,624	16,411
利息費用	10,698	10,432
期待運用収益	△12,383	△10,782
数理計算上の差異の償却額	3,443	5,868
過去勤務債務の償却額	△1,427	△1,783
会計基準変更時差異の償却額	274	3
制度清算及び縮小による損失	1,213	145
退職給付費用	18,442	20,294

	前第3四半期 連結会計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	6,133	5,444
利息費用	3,343	3,390
期待運用収益	△3,810	△3,557
数理計算上の差異の償却額	1,185	1,917
過去勤務債務の償却額	△494	△673
会計基準変更時差異の償却額	95	1
退職給付費用	6,452	6,522

7 純資産

前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における純資産の変動は次のとおりであります。当第3四半期連結累計期間において連結子会社の支配の喪失に伴う所有持分の変動について1,271百万円（利益）を認識しており、四半期連結損益計算書上、その他損益・純額に含めております。継続保有している部分の再評価に伴う損益に重要性はありません。

	前第3四半期連結累計期間			当第3四半期連結累計期間		
	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)
前連結会計年度末	1,922,353	128,992	2,051,345	1,756,313	115,908	1,872,221
四半期純利益 (△損失)	29,454	6,541	35,995	△6,990	2,687	△4,303
その他包括利益 (△損失)						
有価証券未実現損 益変動額	△22,116	△408	△22,524	9,594	80	9,674
為替換算調整額	△90,261	△7,207	△97,468	△5,729	669	△5,060
年金負債調整額	2,393	194	2,587	14,400	813	15,213
デリバティブ未実 現損益変動額	160	64	224	116	41	157
包括利益(△損失)	△80,370	△816	△81,186	11,391	4,290	15,681
自己株式取得	△35,046	—	△35,046	△19	—	△19
当社株主への配当金	△8,828	—	△8,828	△6,108	—	△6,108
非支配持分への配当金	—	△6,232	△6,232	—	△1,279	△1,279
資本取引その他	526	327	853	344	1,910	2,254
第3四半期連結 会計期間末	1,798,635	122,271	1,920,906	1,761,921	120,829	1,882,750
	前第3四半期連結会計期間			当第3四半期連結会計期間		
	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	純資産計 (百万円)
第2四半期連結 会計期間末	1,950,523	131,606	2,082,129	1,754,492	118,499	1,872,991
四半期純利益 (△損失)	△15,928	690	△15,238	△1,581	1,991	410
その他包括利益 (△損失)						
有価証券未実現損 益変動額	△13,985	△120	△14,105	△646	△77	△723
為替換算調整額	△87,618	△7,348	△94,966	8,802	1,083	9,885
年金負債調整額	399	76	475	507	142	649
デリバティブ未実 現損益変動額	113	40	153	136	48	184
包括利益(△損失)	△117,019	△6,662	△123,681	7,218	3,187	10,405
自己株式取得	△35,004	—	△35,004	△4	—	△4
非支配持分への配当金	—	△2,775	△2,775	—	△862	△862
資本取引その他	135	102	237	215	5	220
第3四半期連結 会計期間末	1,798,635	122,271	1,920,906	1,761,921	120,829	1,882,750

8 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当第3四半期連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で21,925百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が18,170百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は18,098百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から26年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払いが生じたことはなく、当第3四半期連結会計期間末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当第3四半期連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は30,072百万円であります。当第3四半期連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,517百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間であります。当社の製品保証引当金増減の明細は、次のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	6,802	8,410
期中引当金繰入額	7,313	10,590
期中目的取崩額	△7,307	△11,820
失効を含むその他増減	△196	△378
引当金期末残高	6,612	6,802

9 1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)

1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)及び潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(損失)の計算は次のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間は、潜在株式は存在するものの当社株主帰属四半期純損失を計上しており希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属四半期純損失の計算には含めておりません。

	前第3四半期 連結累計期間 (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (百万円)
当社株主帰属四半期純利益(△損失)	29,454	△6,990
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	288	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	342	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	276	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	345	—
潜在株式調整後当社株主帰属 四半期純利益(△損失)	30,705	△6,990
	前第3四半期 連結累計期間 (株)	当第3四半期 連結累計期間 (株)
平均発行済株式数	502,245,847	488,608,362
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,480,470	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,480,470	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,272,809	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,272,809	—
ストックオプション	170,308	—
潜在株式調整後発行済株式数	547,922,713	488,608,362
	前第3四半期 連結累計期間 (円)	当第3四半期 連結累計期間 (円)
1株当たり当社株主帰属四半期純利益 (△損失)	58.64	△14.31
潜在株式調整後1株当たり当社株主 帰属四半期純利益(△損失)	56.04	△14.31

	前第3四半期 連結会計期間 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 (百万円)
当社株主帰属四半期純損失	△15,928	△1,581
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
潜在株式調整後当社株主帰属 四半期純損失	△15,928	△1,581
	前第3四半期 連結会計期間 (株)	当第3四半期 連結会計期間 (株)
平均発行済株式数	497,950,519	488,607,164
希薄化効果のある証券：		
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	—	—
ストックオプション	—	—
潜在株式調整後発行済株式数	497,950,519	488,607,164
	前第3四半期 連結会計期間 (円)	当第3四半期 連結会計期間 (円)
1株当たり当社株主帰属四半期純損失	△31.99	△3.24
潜在株式調整後1株当たり当社株主 帰属四半期純損失	△31.99	△3.24

10 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社及び一部の子会社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります（最長期間は平成22年4月まで）。円の価値が外貨(主として米国ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で四半期連結貸借対照表の「その他の包括利益(△損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当第3四半期連結会計期間末において輸出売上及び輸入仕入に関連して、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現利益185百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効ですが、一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	50,375	27,085
外国為替予約契約(購入)	42,621	27,829
通貨スワップ契約	10,614	8,467
通貨金利スワップ契約	6,413	18,791
金利スワップ契約	21,131	21,190

連結財務諸表に与える影響

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
貸借対照表科目	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
基準書815にてヘッジ商品に指定されているデリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	719	400
基準書815にてヘッジ商品に指定されているデリバティブ商品合計		719	400
基準書815にてヘッジ商品に指定されていないデリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	358	194
外国為替予約	長期リース債権及びその他の長期債権	—	103
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	—	1,763
通貨金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	—	5,859
金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	4	—
基準書815にてヘッジ商品に指定されていないデリバティブ商品合計		362	7,919
デリバティブ資産合計		1,081	8,319

デリバティブ負債			
貸借対照表科目	当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	
基準書815にてヘッジ商品に指定されているデリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	557	939
基準書815にてヘッジ商品に指定されているデリバティブ商品合計		557	939
基準書815にてヘッジ商品に指定されていないデリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	512	387
外国為替予約	預り保証金及びその他の固定負債	91	—
通貨スワップ	その他の流動負債	407	—
通貨スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	1,261	144
通貨金利スワップ	その他の流動負債	—	43
通貨金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	918	—
金利スワップ	その他の流動負債	92	101
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	404	619
その他	その他の流動負債	—	354
基準書815にてヘッジ商品に指定されていないデリバティブ商品合計		3,685	1,648
デリバティブ負債合計		4,242	2,587

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間におけるデリバティブに関する四半期連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フローヘッジ	当第3四半期連結累計期間		
	その他の包括利益 (損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	△1,505	売上高	△66
外国為替予約	—	売上原価	△9
外国為替予約	—	為替差損益・純額	△1,188
合計	△1,505		△1,263

ヘッジ指定されていないデリバティブ	当第3四半期連結累計期間	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△273
通貨スワップ	為替差損益・純額	△1,524
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	△989
金利スワップ	その他損益・純額	182
その他	その他損益・純額	362
合計		△2,242

キャッシュ・フローヘッジ	当第3四半期連結会計期間		
	その他の包括利益 (損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)	
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	359	売上高	△16
外国為替予約	—	売上原価	31
外国為替予約	—	為替差損益・純額	58
合計	359		73

ヘッジ指定されていないデリバティブ	当第3四半期連結会計期間	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	△578
通貨スワップ	為替差損益・純額	△484
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	△186
金利スワップ	その他損益・純額	49
その他	その他損益・純額	△1
合計		△1,200

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用の評価の見直しによって、限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- 現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- 有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- 預り保証金：
変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- 社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値(1年以内償還・返済予定分を含む)は当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末でそれぞれ50,656百万円及び52,780百万円であります。

なお、平成18年4月5日に発行された無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、公表されている指標価格がなく、また公正価値の見積りが実務上極めて困難であるため、上記の当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の公正価値金額には含まれておりません。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における無担保ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内訳は次のとおりであります。

満期日	利率	帳簿価額	
		当第3四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
平成23年3月31日	LIBOR-0.3000%	51,088	50,870
平成23年3月31日	0.5000%	51,950	51,560
平成25年3月31日	LIBOR-0.3000%	50,991	50,793
平成25年3月31日	0.75000%	51,500	51,200
		205,529	204,423

・デリバティブ：

外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ1,081百万円及び8,319百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ4,242百万円及び2,587百万円であります。

11 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットは観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	92,200	—	92,200
国債等	2,828	855	—	3,683
有価証券				
国債及び外国政府債	7,336	—	—	7,336
社債	—	23,838	—	23,838
投資有価証券				
国債及び外国政府債	35,845	215	—	36,060
社債	—	12,939	—	12,939
株式	80,163	—	—	80,163
投資信託	14,683	—	—	14,683
デリバティブ資産	—	1,081	—	1,081
負債				
デリバティブ負債	—	4,242	—	4,242

前連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物				
譲渡性預金	—	43,000	—	43,000
国債等	5,499	963	—	6,462
有価証券				
社債	—	29,224	—	29,224
投資有価証券				
国債及び外国政府債	6,822	216	—	7,038
社債	—	31,718	—	31,718
株式	68,544	10	—	68,554
投資信託	11,856	—	—	11,856
デリバティブ資産	—	8,319	—	8,319
負債				
デリバティブ負債	—	2,587	—	2,587

レベル1に含まれる資産は、主に国債、上場株式、投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金、社債及びデリバティブであり、譲渡性預金及び社債については、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債には、外国為替予約、通貨スワップ、通貨金利スワップ、金利スワップ等が含まれており、取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間においてレベル3に分類された資産及び負債はありません。前第3四半期連結累計期間におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	期首残高 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現利益 (百万円)	売却 (百万円)	期末残高 (百万円)
投資有価証券	2,548	803	△538	△2,813	—

前第3四半期連結会計期間におけるレベル3の増減は次のとおりであります。

	期首残高 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現利益 (百万円)	売却 (百万円)	期末残高 (百万円)
投資有価証券	2,705	803	△695	△2,813	—

当第3四半期連結累計期間において当社が非経常的に公正価値で評価している資産は、減損損失を認識した有形固定資産及び無形固定資産であります。見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法で当該有形固定資産及び無形固定資産の公正価値を測定した結果、回収可能性がないと判断されたため、当第3四半期連結累計期間において、当社は当該有形固定資産及び無形固定資産に関して、それぞれ7,599百万円及び15,977百万円の減損損失を認識しております。当第3四半期連結会計期間末における減損された有形固定資産及び無形固定資産の公正価値は、それぞれ264百万円及び6,673百万円であり、観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。

前連結会計年度において、当社は一時的でない価値の下落と判断した市場性のない持分証券に関して2,394百万円の減損損失を認識しております。前連結会計年度末における減損された市場性のない持分証券の公正価値は445百万円であり、観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。

12 事業買収

前第3四半期連結累計期間において、当社は主に販売経路強化及び特定の製品に関する技術開発を目的に、日本、米国、アジアで事業買収を行いました。これらに投資した金額は、買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後で4,139百万円であり、それぞれの事業買収はパーチェス法で会計処理しております。これらの事業買収に伴う条件付支払、行使しうるオプション及び未確定の契約は重要性がありません。買収価額のうち取得した純資産の見積公正価値を超過する額は、営業権として計上しており、これらは主として税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績については、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に含まれております。当社が買収によって取得した事業の経営成績は個別でも合計でも、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

前第3四半期連結会計期間において、当社、大正製薬(株)、富山化学工業(株)の三社における富山化学工業(株)の「医療用医薬品事業」の強化を中心とする戦略的資本・業務提携の基本合意にもとづき、当社が所有する富山化学工業(株)の株式の一部を大正製薬(株)に譲渡し、最終的な保有比率及び買収価額の配分が確定しました。

富山化学工業(株)の買収価額の配分は買収時の暫定的な要約表より重要な変更はありません。

なお、富山化学工業(株)の経営成績は前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に含まれておりますが、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロフォーマ情報は開示しておりません。

当第3四半期連結累計期間において、事業買収はありません。

13 構造改革費用

前連結会計年度においては第3四半期以降、世界的な金融危機に伴い経済環境が急変し、需要低迷と為替の円高により当社グループの業績は全般に深刻な影響を受け、急激に悪化しました。当面、厳しい経済環境の継続が予想されますが、そのような状況下でも確実に成長し続けていくために、強靱な企業体質を構築することを目的としてグループ全体・全事業を対象に聖域を設けることなく、当連結会計年度より集中的に構造改革を断行し、徹底したコスト・経費削減を実施しております。なお、四半期連結損益計算書上、構造改革費用前営業利益を区分して表示しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において発生した構造改革費用はそれぞれ、65,998百万円及び30,803百万円であり、四半期連結損益計算書上、構造改革費用に計上しております。また、当第3四半期連結会計期間末の債務残高は13,962百万円であります。

なお、当連結会計年度において構造改革費用として総額約1,450億円の発生を見込んでおります。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における各セグメントにおいて発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

(1) イメージング ソリューション部門

イメージング ソリューションについては、世界同時不況で加速する市場縮小を見据え、販売、開発・生産機能について更なるスリム化を図るため、現像所拠点の統廃合や余剰設備の停止等を実施しております。また、国内外各社において人員スリム化、資産圧縮等の固定費削減を実施しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	7,014	1,840	3,557	12,411
非現金支出費用	—	△1,840	△2,190	△4,030
支払	△3,120	—	△577	△3,697
為替換算調整額等	△10	—	△10	△20
第3四半期連結会計期間末債務残高	3,884	—	780	4,664

	当第3四半期連結会計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
第2四半期連結会計期間末債務残高	5,432	—	356	5,788
総費用	473	746	1,683	2,902
非現金支出費用	—	△746	△1,003	△1,749
支払	△2,036	—	△259	△2,295
為替換算調整額等	15	—	3	18
第3四半期連結会計期間末債務残高	3,884	—	780	4,664

(2) インフォメーション ソリューション部門

インフォメーション ソリューションについては、国内外各社において間接部門及び研究部門を中心に人員のスリム化、及び販売拠点の統合や一部生産拠点の縮小等により固定費削減を実施しております。また、事業環境の変化により収益の見通しが修正されたため、有形固定資産及び無形固定資産において、22,920百万円の減損費用を計上しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	12,036	24,877	3,459	40,372
非現金支出費用	△145	△24,877	△713	△25,735
支払	△5,254	—	△743	△5,997
為替換算調整額等	△19	—	△7	△26
第3四半期連結会計期間末債務残高	6,618	—	1,996	8,614

	当第3四半期連結会計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
第2四半期連結会計期間末債務残高	9,172	—	1,904	11,076
総費用	1,524	21,621	863	24,008
非現金支出費用	—	△21,621	△435	△22,056
支払	△4,072	—	△348	△4,420
為替換算調整額等	△6	—	12	6
第3四半期連結会計期間末債務残高	6,618	—	1,996	8,614

(3) ドキュメント ソリューション部門

ドキュメント ソリューションについては、組織の再編に伴う就労環境の変化を転機に、社外への転進を希望する社員に対して支援金を支払う特別転進制度等を導入しており、これに伴う早期割増退職金等の費用を計上しております。

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において発生した費用の内容及び債務残高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
総費用	9,501	2,688	1,026	13,215
非現金支出費用	—	△2,688	—	△2,688
支払	△8,888	—	△955	△9,843
為替換算調整額等	—	—	—	—
第3四半期連結会計期間末債務残高	613	—	71	684

	当第3四半期連結会計期間			
	人員関連 の費用 (百万円)	固定資産関連 の費用 (百万円)	その他の 費用 (百万円)	合計 (百万円)
第2四半期連結会計期間末債務残高	5,131	—	—	5,131
総費用	955	1,912	1,026	3,893
非現金支出費用	—	△1,912	—	△1,912
支払	△5,473	—	△955	△6,428
為替換算調整額等	—	—	—	—
第3四半期連結会計期間末債務残高	613	—	71	684

14 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションでは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションでは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)
売上高：		
イメージング ソリューション：		
外部顧客に対するもの	105,179	97,188
セグメント間取引	170	188
計	105,349	97,376
インフォメーション ソリューション：		
外部顧客に対するもの	196,429	221,925
セグメント間取引	435	365
計	196,864	222,290
ドキュメント ソリューション：		
外部顧客に対するもの	264,067	234,541
セグメント間取引	2,179	1,766
計	266,246	236,307
セグメント間取引消去	△2,784	△2,319
連結合計	565,675	553,654
	前第3四半期連結 累計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
イメージング ソリューション：		
外部顧客に対するもの	336,344	266,580
セグメント間取引	561	327
計	336,905	266,907
インフォメーション ソリューション：		
外部顧客に対するもの	737,903	651,991
セグメント間取引	1,271	1,170
計	739,174	653,161
ドキュメント ソリューション：		
外部顧客に対するもの	829,914	678,567
セグメント間取引	6,857	5,177
計	836,771	683,744
セグメント間取引消去	△8,689	△6,674
連結合計	1,904,161	1,597,138

b. セグメント損益

	前第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)
営業利益 (△損失)		
イメージング ソリューション	△2,025	478
インフォメーション ソリューション	△12,805	△9,414
ドキュメント ソリューション	16,978	15,896
計	2,148	6,960
全社費用及びセグメント間取引消去	△883	△806
連結合計	1,265	6,154
その他損益・純額	△26,657	1,057
税金等調整前四半期純利益 (△損失)	△25,392	7,211

	前第3四半期連結 累計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
営業利益 (△損失)		
イメージング ソリューション	△7,949	△20,274
インフォメーション ソリューション	34,407	△4,534
ドキュメント ソリューション	58,933	25,233
計	85,391	425
全社費用及びセグメント間取引消去	△2,853	△2,872
連結合計	82,538	△2,447
その他損益・純額	△26,193	1,706
税金等調整前四半期純利益 (△損失)	56,345	△741

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

(2) 地域別セグメント情報

- a. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における当社及び子会社の所在地別に分類した売上高及び地域別営業利益は次のとおりであります。

基準書280においては地域別営業利益の開示は要求されておりませんが、当社は日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	前第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)
売上高：		
日本：		
外部顧客に対するもの	324,297	327,215
セグメント間取引	119,015	97,079
計	443,312	424,294
米州：		
外部顧客に対するもの	103,173	85,658
セグメント間取引	4,508	5,038
計	107,681	90,696
欧州：		
外部顧客に対するもの	64,071	63,655
セグメント間取引	2,972	5,114
計	67,043	68,769
アジア及びその他：		
外部顧客に対するもの	74,134	77,126
セグメント間取引	85,957	61,218
計	160,091	138,344
セグメント間取引消去	△212,452	△168,449
連結合計	565,675	553,654
営業利益(△損失)：		
日本	△7,207	2,920
米州	△1,006	△632
欧州	3,148	△3,229
アジア及びその他	5,628	8,265
セグメント間取引消去	702	△1,170
連結合計	1,265	6,154

	前第3四半期連結 累計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本：		
外部顧客に対するもの	1,110,953	968,231
セグメント間取引	354,294	257,788
計	1,465,247	1,226,019
米州：		
外部顧客に対するもの	322,493	238,931
セグメント間取引	14,454	14,984
計	336,947	253,915
欧州：		
外部顧客に対するもの	226,324	173,559
セグメント間取引	9,061	13,075
計	235,385	186,634
アジア及びその他：		
外部顧客に対するもの	244,391	216,417
セグメント間取引	257,049	173,270
計	501,440	389,687
セグメント間取引消去	△634,858	△459,117
連結合計	1,904,161	1,597,138
営業利益(△損失)：		
日本	52,308	△15,499
米州	328	△5,634
欧州	9,491	△5,964
アジア及びその他	20,032	18,760
セグメント間取引消去	379	5,890
連結合計	82,538	△2,447

地域別セグメント間取引は市場価格に基づいております。なお、米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

- b. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前第3四半期連結 会計期間 (百万円)	当第3四半期連結 会計期間 (百万円)
売上高：		
日本	263,979	259,868
米州	111,212	95,123
欧州	83,487	74,420
アジア及びその他	106,997	124,243
連結合計	565,675	553,654

	前第3四半期連結 累計期間 (百万円)	当第3四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：		
日本	854,401	767,787
米州	359,391	265,524
欧州	285,280	198,840
アジア及びその他	405,089	364,987
連結合計	1,904,161	1,597,138

(3) 主要顧客及びその他情報

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の販売金額はそれぞれ56,856百万円及び42,502百万円、購入金額はそれぞれ3,510百万円及び2,555百万円であります。前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の販売金額はそれぞれ171,024百万円及び106,044百万円、購入金額はそれぞれ10,158百万円及び8,747百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間でそれぞれ3,330百万円及び2,951百万円計上し、また、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間でそれぞれ10,035百万円及び8,799百万円計上しました。主として研究開発受託関連費用を前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間でそれぞれ891百万円及び851百万円回収し、また、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間でそれぞれ1,930百万円及び1,649百万円回収しました。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ36,498百万円及び36,872百万円、支払債務額はそれぞれ4,265百万円及び4,995百万円であります。

2 【その他】

中間配当

平成21年10月30日開催の取締役会において、第114期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の中間配当を富士フイルムホールディングス株式会社定款第36条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議しました。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 受領株主 | 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主 |
| (2) 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日 | 平成21年12月3日 |
| (3) 1株当たりの配当金 | 12円50銭 |
| (4) 中間配当金の総額 | 6,108百万円 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	尾	泰	則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪	鼻	孝	夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	谷	喜	彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 尾 泰 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 鼻 孝 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 橋 陽 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記2参照）に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記2(11)新会計基準に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より財務会計基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—米国会計調査公報第51号の改訂」（平成21年7月1日以降、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書による会計基準の体系化により基準書810に編纂）を適用し、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。